

公益社団法人熊本県薬剤師会会費等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第2項に基づき、会費及び負担金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種別)

第2条 本会の会費は、正会員会費、準会員会費、終身会員会費、特別会員会費、賛助会員会費とする。

2 本会の負担金は、学校薬剤師負担金及び保険薬局負担金とする。

(会費、入会金等の額)

第3条 種別毎の会費及び入会金の額は、別表1のとおりとし、負担金の額は、別表2のとおりとする。

2 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、入会金を一括して納入しなければならない。ただし、再入会の際は入会金を免除する。

3 B会員またはその他の会員が薬局を開局し、A会員となるときは、入会金の差額を納入しなければならない。ただし、同一の個人または法人が新たに薬局を開局する場合は、これを要しない。

4 会員規程第6条第1項第1号に該当する特別会員は、薬剤師免許取得後1年以内に正会員になったときは、入会金を免除する。

5 会員規程第6条第1項第2号に該当する特別会員は、大学院修了後1年以内に正会員になったときは、入会金を免除する。

6 理事会の決議により、入会金を減額又は免除することができる。

(納期及び徴収)

第4条 前条第1項の会費、入会金及び負担金は、会長の指定する期日までに本会に納入しなければならない。

ただし、保険薬局負担金については、地震・津波・台風・豪雨・噴火等の自然災害、感染症の流行及びその他の非常事態によって、長期間にわたり保険薬局の業務を行えない場合は、理事会の決議により減免又は納入期日を延期することができる。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 会計年度中に入退会する会員の会費については、月割りとする。

2 既納入した会費は、返還しない。

(督促)

第6条 会費及び負担金について、会長の指定する期日までに納入がないときは、納入期限を付して催告する。

2 納入期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、会費の納入を2年間以上滞納した場合、定款第11条第1項第2号により会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第8条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (令和2年10月3日決議)

- 1 この規程は、令和2年10月3日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月25日決議)

- 1 この規程は、令和5年3月25日から施行する。

附 則 (令和5年11月23日決議)

- 1 この規程は、令和5年11月23日から施行する。

別表 1

熊本県薬剤師会会費等一覧表

(単位：円)

種 別		会 費	入 会 金
正 会 員	A 会 員 (開設薬剤師)	42,500	150,000
	B 会 員 (勤務薬剤師)	22,000	10,000
準 会 員		11,000	10,000
終 身 会 員		5,000	0
特 別 会 員		1,000	0
賛 助 会 員		42,500	150,000

注：熊薬会報購読料は会費に含む。

別表 2

熊本県薬剤師会学校薬剤師負担金及び保険薬局負担金一覧表

区 分	金 額
学校薬剤師負担金	6,000 円/人
保険薬局負担金	処方せん受付回数×4.5 円